富（河長・大狭・太・河南・千赤）広福第２９６号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成３０年５月　７日

各社会福祉法人代表者　様

　　　　　　　　　　　　　　　（富田林市　河内長野市　河南町　太子町　千早赤阪村）広域福祉課長

大阪狭山市　広域福祉グループ課長

「社会福祉法人に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税について」

日頃より、各市町村福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

厚生労働省より　平成３０年４月２６日付で標記に関して課長通知が発出されましたので、下記のとおり参考資料とともに送付します。

記

**１　通知文書等**

**① 【通知】「社会福祉法人に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税について」**

**（PDFファイル）**

**② （参考）【別添】「社会福祉法人指導監査実施要綱」に定める関係機関等との連携のため、国税庁長官に通報するための様式（wordファイル）**

**③ （参考）【参考資料１】「「公益法人等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例」の税制改正のあらまし」（国税庁リーフレット）　（PDFファイル）**

**④ （参考）【参考資料２】「租税特別措置法施行令第25条の17第14項の規定による公益法人等が財産等を公益目的事業の用に直接供しなくなった場合等の届出書」（国税庁作成様式）（PDFファイル）**

|  |
| --- |
| 〒５８４－００３１  　住 所：富田林市寿町２丁目６番１号  南河内府民センタービル２階  南河内広域事務室　広域福祉課  　　　　　　　（社会福祉法人指導担当）  ＴＥＬ：０７２１－２０－１１９９  ＦＡＸ：０７２１－２０－１２０２ |